

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	18	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	海外投資等損失準備金の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投融資について、投融資を行った内国法人に一定割合の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 積立割合：探鉱事業・・・90%、開発事業・・・30%</p> <p>・特例措置の内容 平成26年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限の2年間の延長が認められた場合、法人住民税法人割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第55条、同法第68条の43、同施行令第32条の2、同法施行令第39条の72、同施行規則第21条、同法施行規則22条の45において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号	
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲1,903) [平年度] ー (▲1,903) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国においてはその大部分を海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安定、探鉱開発地域の地理的条件の悪化、政治的不安定要因等、脆弱な供給構造を抱えている。こうした脆弱性を克服するため、資源エネルギー供給の効率化を図るとともに、長期にわたって海外における資源エネルギーの安定的な供給を確保するためにも、我が国企業による開発輸入の促進を図ることが重要であり、税制措置を通じリスクの軽減を図ることが重要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 資源エネルギーの多くは、海外に地域的に偏在していることから、我が国においては、特定地域からの輸入依存度が極めて高い状況にある。一方、探鉱開発事業においては、探鉱段階から、開発段階を経て商業化を実現するまで、長期のリードタイムを要するとともに、コストや技術面等において極めて高いリスクを有する。特に最近では、新規資源の発見・開発の技術的困難度が従来に増して高くなってきており、プロジェクトの巨額化が急激に進む等、探鉱・開発に係るリスクが加速度的に拡大しつつある。さらに、資源国においては、例えば、プロジェクトの途中で、資源開発に係る契約・制度を自国に有利な方向に変更するといった資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつあり、政治経済的な探鉱・開発リスクも急激に高まっているところである。</p> <p>石油・天然ガスについては、東日本大震災以降、火力発電の主要な燃料として需要が増加している天然ガスの安定的かつ安価な供給を確保するためには、これまで以上に我が国企業による自主開発を促進することが必要である。</p> <p>金属鉱物については、アジア等の新興国の急速な経済成長により、中長期的に需給の逼迫が予想される。また、中国によるレアアースの輸出制限に代表されるように資源国の政策により、資源自体の獲得が困難になりつつある。我が国は金属鉱物の供給のほとんどを海外に依存しているため、我が国の企業が自ら探鉱開発を行い、海外鉱山の権益を獲得することは、金属鉱物の安定供給にとって極めて重要である。さらに、今後は探鉱の対象地域がますます深部化、奥地化することが予想され、開発条件の悪化が予想されるため、リスクの軽減化、インセンティブの付与が必要とされる。</p>	

天然ウランについては、我が国における原子力発電の燃料として、ほぼ 100%を海外に依存していることから、海外での我が国企業によるウラン資源の探鉱開発は、原子力発電による電力の安定的な供給のために重要である。天然ウランの探鉱・開発は、旧動燃が平成 10 年に核燃料サイクル開発機構へ改組した際、民間活動にゆだねることとなったが、中国、インド等の原子力発電計画の推進やロシアの解体核からの二次供給ウランの提供終了、大規模鉱山の開発計画の遅延等から、天然ウランの需給逼迫が懸念されており、国による支援により、我が国企業のウラン鉱山探鉱開発への参画を促すことが必要である。

資源エネルギーの安定供給を実現するためには、資源供給国の多角化、資源調達コストの低減を図るとともに、資源調達面における我が国の発言力を強化する効果も有している我が国企業による自主探鉱開発を積極的に推進することが重要であり、探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、探鉱開発投資を促進する本制度の延長は必要不可欠である。

なお、資源確保に向けた戦略的・総合的な取組の強化については、

- ・「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月閣議決定）
- ・「燃料調達コスト引下げに向けた当面のアクションプラン」（平成 25 年 4 月燃料調達コスト引下げ戦略閣僚会合決定）
- ・「資源・燃料の安定供給確保のための先行実施対策」（平成 23 年 12 月経済産業省）
- ・「エネルギー需給安定行動計画」（平成 23 年 11 月エネルギー・環境会議決定）
- ・「エネルギー基本計画」（平成 22 年 6 月閣議決定）

において謳われているところである。

本要望に  
対応する  
縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. 資源エネルギー・環境政策																																
	政策の達成目標	(1) 石油・天然ガス 我が国の石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を2030年度までに40%以上に引き上げる。 (2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにベースメタルは自給率80%、レアメタルは自給率50%)。 ウランについては、ウラン燃料の安定確保の観点から、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。 ※数値目標については今後の「エネルギー基本計画」の見直しを踏まえ変更があり得る。																																
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成28年3月31日(2年間)																																
	同上の期間中の達成目標	探鉱・開発事業のための投資活動を活発化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。																																
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>本措置により、探鉱開発投資に対するリスクの軽減が図られ、また、キャッシュフロー改善効果も得られる。その結果として探鉱開発投資が促進されることが自主開発比率の向上につながり、我が国への資源エネルギーの安定供給確保に寄与する。</p> <p>(1) 石油・天然ガス 当該税制の認定を受けたプロジェクトの引取量は、我が国自主開発プロジェクトの7割程度を占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与しており、本税制による措置は有効であると考えられる。</p> <p>(2) 金属鉱物 本制度を活用したプロジェクトは自主開発プロジェクトの8割以上を占め、本税制の鉱山開発に対する寄与は大きい。また、我が国の銅鉱石の自給率は平成17年度46%だったものが、平成23年度には54%に上昇しており、本制度は有効であると考えられる。 ウランについては、今後、本制度を活用したプロジェクトの生産開始(シガーレイク鉱山(カナダ)等)が予定されており、ウランの自主開発比率は上昇する見込みであることから、本税制の措置は有効であると考えられる。</p>																																
		<p>○自主開発比率の推移 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>20FY</th> <th>21FY</th> <th>22FY</th> <th>23FY</th> <th>24FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率(注1)</td> <td>19.6</td> <td>23.1</td> <td>23.5</td> <td>22.6</td> <td>22.1</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>50.6</td> <td>50.7</td> <td>52.6</td> <td>54.2</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>自主開発比率</td> <td>21.1</td> <td>22.9</td> <td>20.3</td> <td>20.8</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>自主開発比率</td> <td>5.7</td> <td>6.7</td> <td>11.0</td> <td>12.7</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 自主開発比率は、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。 (注2) 自給率は、基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p>			20FY	21FY	22FY	23FY	24FY	石油・天然ガス	自主開発比率(注1)	19.6	23.1	23.5	22.6	22.1	銅鉱石	50.6	50.7	52.6	54.2	集計中	鉄鉱石	自主開発比率	21.1	22.9	20.3	20.8	19.6	ウラン	自主開発比率	5.7	6.7	11.0
		20FY	21FY	22FY	23FY	24FY																												
石油・天然ガス	自主開発比率(注1)	19.6	23.1	23.5	22.6	22.1																												
	銅鉱石	50.6	50.7	52.6	54.2	集計中																												
鉄鉱石	自主開発比率	21.1	22.9	20.3	20.8	19.6																												
ウラン	自主開発比率	5.7	6.7	11.0	12.7	集計中																												

	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>(1) 石油・天然ガス 現在、探鉱開発中の案件に加え、平成25年度以降も新規の探鉱開発が行われる見込みであり、年度当たり40件程度の申請（最近5年間の認定件数より推計）を見込んでいる。</p> <p>(2) 金属鉱物 中南米、アジア、アフリカ等において銅、亜鉛、レアアース及びレアメタル等のプロジェクトへの探鉱開発投資が行われる見込みであり、年度当たり数件の申請が見込まれる。</p> <p>世界的にウラン資源の獲得競争が続く中、安定調達の観点から本邦企業では調達するウランの自主開発比率を引き上げる計画を立てており、本邦企業のウラン鉱山開発プロジェクトへの参画件数の増加が見込まれる。</p>
	<p>当該要望項目 以外の税制上の 支援措置</p>	<p>鉱業所得の課税の特例制度（探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除制度））</p> <p>減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、次に開発する鉱山等からの収入も含めて長期的に投下資本を回収する必要があることから鉱業者による（次の自主開発鉱山・油田等の）探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、①自ら鉱山等を開発する事業者が、②採掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、③その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。</p> <p>海外投資等損失準備金が鉱山・油田等の開発初期の投資活動に対する税の減免制度であるのに対し、減耗控除制度は既に操業を開始した鉱山・油田等における探鉱活動の下支え、鉱山の持続可能性の維持を図ることを目的とするものである。</p>
<p>相当性</p>	<p>予算上の措置等 の要求内容 及び金額</p>	<p>(1) 石油・天然ガス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 （平成25年度予算額：465億円）</li> <li>・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外の天然ガス資産開発・液化出資 （平成25年度予算額：510億円）</li> </ul> <p>(2) 金属鉱物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資・債務保証 （平成25年度予算額：505億円）</li> <li>・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業（補助金） （平成25年度予算額：8億円）</li> </ul>
	<p>上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係</p>	<p>上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発企業を直接的に支援するものである。</p> <p>一方、要望項目は、企業等の莫大な投資費用を要する資源探鉱・開発に際し、準備金を積み立てることでリスクの軽減を図ることにより投資の円滑化・促進に資するものである。</p>
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本税制措置は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図るものであり、民間の探鉱開発投資を促進する上で基盤となるものである。他方、予算措置は、特にリスクが高いと考えられる案件等、一部のプロジェクトについて、（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資等により、民間の出資負担を軽減することにより、民間の探鉱開発投資を促進するものである。</p> <p>自主開発比率を引き上げ、我が国への資源エネルギーの安定供給を確保するためには、引き続き、探鉱開発投資を促進する必要がある、本制度を存置する必要がある。</p>
<p>ページ</p>	<p>—</p>	

税負担軽減措置等の適用実績	<p>○損金算入額 (単位 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損金算入額</td> <td>33,962</td> <td>25,318</td> <td>43,283</td> <td>37,508</td> <td>21,026</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 申請企業に対するアンケート調査結果。石油・天然ガス、金属鉱物の合計額。</p> <p>○探鉱開発プロジェクトへの投資に係る認定件数 (実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20FY</th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定件数</td> <td>56 件</td> <td>50 件</td> <td>44 件</td> <td>44 件</td> <td>41 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 石油・天然ガス、金属鉱物の合計値。同一申請者の複数利用を含む。</p>	年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	損金算入額	33,962	25,318	43,283	37,508	21,026	年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	認定件数	56 件	50 件	44 件	44 件	41 件											
	年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY																														
損金算入額	33,962	25,318	43,283	37,508	21,026																															
年度	H20FY	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY																															
認定件数	56 件	50 件	44 件	44 件	41 件																															
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>道府県民税 : 575,977 千円  事業税 : - (適用対象外)  市町村民税 : 1,416,902 千円  地方法人特別税 : -</p>																																			
税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>(1) 石油・天然ガス  石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 20 年度の 19.6%から 24 年度には 22.1%に上昇した。当該税制の認定を受けたプロジェクト企業数は、我が国自主開発プロジェクトの概ね 7 割程度を占めており、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与している。</p> <p>(2) 金属鉱物  非鉄金属は、権益分の銅鉱石輸入量に占める当該税制利用比率は平成 22 年度 86%となっており、自給率は平成 17 年度 46%だったものが、平成 23 年度には 54%に上昇している。  鉄鉱石は、平成 19 年以降、自主開発権益比率は概ね 20%前後で推移している。平成 20 年度に当該税制の認定を受けたナミザ社 (ブラジル) 保有鉱山における生産が平成 21 年から開始されたことにより、今後、同鉱山における生産量は増加が見込まれ、これにより自主開発比率はさらに上昇する効果が見込まれる。  ウランについては、平成 16 年度以降、ウランの自主開発権益比率は一時的に低下しているものの、今後、本税制の認定を受けたプロジェクトの生産開始が予定されており、自主開発比率の更なる上昇が見込まれる。</p>																																			
前回要望時の達成目標	<p>探鉱・開発事業のための投資活動を活性化させることによって、我が国企業による開発輸入の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。</p>																																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>○自主開発比率の推移 (再掲) (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>20FY</th> <th>21FY</th> <th>22FY</th> <th>23FY</th> <th>24FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率 (注 1)</td> <td>19.6</td> <td>23.1</td> <td>23.5</td> <td>22.6</td> <td>22.1</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自給率 (注 2)</td> <td>50.6</td> <td>50.7</td> <td>52.6</td> <td>54.2</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>自主開発比率</td> <td>21.1</td> <td>22.9</td> <td>20.3</td> <td>20.8</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>自主開発比率</td> <td>5.7</td> <td>6.7</td> <td>11.0</td> <td>12.7</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 自主開発比率は、平成 22 年 6 月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、原油 (輸入分) に加え、原油 (国産分) と天然ガス (輸入・国産分) を追加。  (注 2) 自給率は、基本的には、金属需要 (地金製錬量) に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p>			20FY	21FY	22FY	23FY	24FY	石油・天然ガス	自主開発比率 (注 1)	19.6	23.1	23.5	22.6	22.1	銅鉱石	自給率 (注 2)	50.6	50.7	52.6	54.2	集計中	鉄鉱石	自主開発比率	21.1	22.9	20.3	20.8	19.6	ウラン	自主開発比率	5.7	6.7	11.0	12.7	集計中
		20FY	21FY	22FY	23FY	24FY																														
石油・天然ガス	自主開発比率 (注 1)	19.6	23.1	23.5	22.6	22.1																														
銅鉱石	自給率 (注 2)	50.6	50.7	52.6	54.2	集計中																														
鉄鉱石	自主開発比率	21.1	22.9	20.3	20.8	19.6																														
ウラン	自主開発比率	5.7	6.7	11.0	12.7	集計中																														

これまでの要望経緯	別紙参照
ページ	—

## 海外投資等損失準備金制度の推移（概要）

年 度	改 正 等	備 考
昭和39年度	・「海外投資損失準備金」の創設	対象業種：全業種 対象地域：新開発地域 積立率：50% 株式保有割合 ：海外事業法人 1/10 ：海外投資法人 1/100
昭和45年度	・「石油開発投資損失準備金」の新設	対象資源：石油 対象地域：限定なし 積立率：探鉱に限り50%
昭和46年度	・「海外投資損失準備金」の対象地域を新開発地域以外にも拡大。 ・「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組	積立率：10%（新開発地域以外） 対象資源：金属鉱物、原料炭、可燃性天然ガス、木材を追加（翌年ほたる石を追加） 積立率：探鉱段階100%に引き上げ 開発段階30%を認める。 長期融資を対象とする
昭和48年度	・「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」となる。	積立率：開発段階50%に引き上げ。 資源開発投資法人に対する株式譲渡の規定を設ける。
昭和50年度	・一般海外投資の準備金の改正 ・資源開発投資の改正	準備金：新開発地域に限定 国内で行う可燃性天然ガス事業を対象。 資源開発事業法人として外国政府を追加等
昭和51年度	・株式譲渡の規定廃止 ・積立率の改正	資源開発投資法人に対する株式譲渡の規定を廃止等。 積立率 一般事業 →30%に引き下げ 資源開発事業→40%に引き下げ 新開発地域での特定海外工事契約 →7%の積立てを認める
昭和53年度	・特定法人の追加 ・対象資源の追加 ・使用済核燃料再処理事業債権の追加	特定法人に使用済核燃料再処理事業法人を追加。 対象資源に水産動植物、飼料用穀物、並びに採油に適する種子及び果実を追加。
昭和55年度	・特定海外工事契約の規定を廃止	
昭和58年度	・使用済核燃料再処理事業債権を廃止。（「使用済核燃料再処理準備金」（第57条の3）の新設）	

年 度	改 正 等	備 考
昭和59年度	・積立率の引き下げ	特定海外事業法人、特定投資事業法人の積立率を10%に引き下げ。 (第55条の2→特定海外債権 に対する海外投資等損失準備金を追加。積立率1%、1年据置後全額取消し)
昭和61年度	・積立率の引き下げ	特定海外経済協力事業法人、特定海外経済協力投資法人の積立率を23%に引き下げ。
平成2年度	・積立率の引き上げ	植林事業の育苗までの期間の積立率を40%から100%に引き上げ。
平成10年度	・付随事業法人への出資も可能とする資源開発投資法人の資格要件の変更  ・積立率の引き下げ	開発段階の積立率を40%から30%に引き下げ。
平成11年度	・中小海投損及び経済協力海投損の廃止	(資源海投損は継続)
平成12年度	・適用期限の延長(平成14年3月31日まで)	
平成14年度	・適用期限の延長(平成16年3月31日まで)	
平成15年度	・対象資源の削除	対象資源のうち水産動植物、採油に適する種子及び果実(採取用種子等)を削除
平成16年度	・対象探鉱事業の削除	植林事業のうち育苗段階(探鉱段階)までの事業を削除
平成18年度	・対象資源の削除	対象資源のうち蛍石を削除
平成20年度	・適用期限の延長(平成22年3月31日まで)	
平成22年度	・対象資源の削除  ・積立率の引き下げ	資源開発事業等の対象となる資源から石炭及び木材を除外  資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の積立率を100%から90%に引き下げ。
平成24年度	・適用期限の延長(平成26年3月31日まで)	